平成２９年（フ）第３７３号
大阪府藤井寺市北條町14番37号
債務者　寺内　永典
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３７６号
堺市北区新金岡町３丁８番１―1408号
債務者　川上　　昇
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３８２号
大阪府柏原市国分市場２丁目11番48号　オーク倶楽部柏原
債務者　青木　俊司
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３８９号
大阪府柏原市大正１丁目２番２―401号　壹番館
債務者　石崎　妙子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３９７号
堺市北区新金岡町１丁２番６―210号、前住所堺市中区小阪359番地９　５棟603号
債務者　上野　康博
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
北海道白老郡白老町高砂町２丁目２番23号
債務者　菊地　　彰
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
岩手県花巻市下北万丁目22番地６　県営万丁目アパート123号
債務者　佐々木睦美
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５６号
群馬県太田市鳥山中町936番地５　サニーコートＢ―101号、前住所茨城県久慈郡大子町大字池田750番地１　スズキハウスＢ棟
債務者　千葉　恵太
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第２２号
新潟県上越市春日野１丁目３番24号　タウンハイツ春日野101号
債務者　菊池　貴文
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第３１号
新潟県上越市本町３丁目４番６号
債務者　廣木　秀幸
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第３１７号
大阪府枚方市山之上１丁目６番９号、前住所大阪府枚方市山之上１丁目23番21号
債務者　金井田智子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６７０号
大阪府吹田市南吹田５丁目17番４号
債務者　加藤　彩美
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９７６号
大阪府東大阪市荒本西４丁目２番25―103号、前住所大阪府東大阪市大蓮北４丁目４番13号　パル塚口　100号
債務者　塩野沙也香（旧姓庄治・木村）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１５６号
大阪府東大阪市横枕西12番19―205号ミフネセントラルベア荒本205号
債務者　山内　　博
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３７６号
大阪市西成区岸里東２丁目３番30―701号、前住所大阪市西成区岸里東２丁目９番15号　やよいシャレー　３Ｄ
債務者　谷　　昌典
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５４５号
大阪市浪速区大国３丁目23―203号
債務者　片渕昌子こと　玄　　昌子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６０４号
大阪府吹田市高浜町５番２号
債務者　吉村　宗高
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部